

# 赤ちゃんのいるすべてのご家庭を訪問します

## こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんのご誕生おめでとうございます。楽しみにしていた赤ちゃんのご誕生で、夢や希望が膨らんでいることと思います。

赤ちゃんのいる生活は楽しいものですが、新しい家族が増えて、慣れない毎日のお世話や心配事などで、大変だと感じることはありませんか。

表情や泣き声、動きが何を求めているのかわからないこともあると思います。

はじめは誰でもわからないことが多く、不安になってあたり前です。

そんな時は悩まずにご相談ください。立川市では、生後4か月を迎える日までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭に、助産師・保健師がお伺いしています。

赤ちゃん連絡票（出生通知票兼低出生体重児届出票）を必ずご提出ください。

ご連絡をお待ちしております。

### 赤ちゃん訪問では・・・

- ❁ 赤ちゃんの体重をはかります
- ❁ 育児の相談や、お母さんの健康についてのご相談ができます
- ❁ 上のお子さんについてのご相談もできます
- ❁ 地域の子育て情報をお伝えします
- ❁ 無料です

立川市では赤ちゃんのいるご家庭を応援しています

※ 訪問の手続きやお問い合わせ先は、裏面をご覧ください



## 訪問までの流れ

## ～赤ちゃんが生まれたら～

### ステップ1

「赤ちゃん連絡票」を  
ご記入ください

母子健康手帳交付時にお渡し  
した「母と子の保健バッグ」  
の中に入っています。  
ホームページからもダウン  
ロードできます。

### ステップ2

乳幼児医療証、児童手当の  
受付で、「赤ちゃん連絡票」  
をご提出ください

出産後14日以内に  
必ずお送りください。

### ステップ3

保健師・助産師から  
連絡します

電話にて訪問の日程を  
調整いたします。  
下記のお問い合わせ電  
話番号以外の携帯電話  
等からご連絡する場合  
があります。

※赤ちゃん連絡票が届かなかった場合にも、訪問や  
お電話にてご連絡させていただきます。

## Q & A

## ～こんな時はどうしたらいいの？～

Q. 里帰りをするのでしばらく立川市にいないのですが、どうすればいいですか？

A. 里帰り先の区市町村によって、新生児訪問・産婦訪問の実施方法が異なります。  
里帰り先で訪問を希望される方は、立川市健康推進課にお問い合わせください。  
なお、里帰りされる場合でも、「赤ちゃん連絡票」は立川市にご提出ください。  
立川市にお戻りになってから改めて赤ちゃん訪問にお伺いします。

Q. 立川市に転入してきました。どのように手続きしたらいいですか？

A. 立川市の赤ちゃん訪問は、生後4か月を迎える日までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭が対象になります。「赤ちゃん連絡票」を乳幼児医療証や児童手当の申請時にご提出いただくか、健康推進課（下記）に郵送してください。  
「赤ちゃん連絡票」をお持ちでない方は、立川市役所子育て推進課窓口（または窓口サービスセンター）に備え付けてある用紙にご記入いただくか、事前にホームページからダウンロードしていただきご提出ください。または、健康推進課（下記）までご連絡下さい。

Q. 上の子の  
相談でも聞いてもらえますか？

A. 赤ちゃんだけでなく、ごきょうだいのご相談もお伺いしています。赤ちゃんの誕生は、上のお子さんにとってはとても大きな変化になります。お母さん、赤ちゃん、そしてごきょうだい新しい生活環境に慣れ子育てが楽しめるようにお手伝いしています。

Q. 里帰り先で新生児訪問  
を受けたのですが、立川市でも  
赤ちゃん訪問をしてもらえますか？

A. 立川市では生後4か月までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭を訪問しています。  
里帰り先で訪問を受けた場合でも訪問いたします。  
訪問では、赤ちゃんの発育・お母さんの健康などについてのご相談や立川市の子育て情報の紹介をしています。

### 問い合わせ先

立川市福祉保健部健康推進課（健康会館内）

電話 042-527-3273 FAX 042-521-0422

住所 〒190-0011 立川市高松町3-22-9

※平日（土日、祝日を除く）8:30～17:00

立川市ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>